

2024年7月号トピックス

**観光、就労、短期商用目的** で一時的にタイ王国に入国する旅券所持者または旅券の代わりとなる書類を所持する者が、ビザ免除を受け、特例として60日間までタイ王国に滞在できる国・地域のリストを指定する内務省の通達。

仏暦 2567 (2024) 年 7 月 15 日付の王国政府官報によると、内務省通達が公布され、当該通達には、観光、就労、短期商用目的で一時的にタイ王国に入国する旅券所持者または旅券の代わりとなる書類を所持する者にビザ免除を与え、60 日以内の滞在を許可する国・地域のリストが明記されており、仏暦 2567 (2024) 年 7 月 15 日から適用する旨が規定されている。なお、当該リストには日本、マレーシアなどが含まれる。

最長 60 日間のタイ王国滞在許可は、必要、緊急、または特定の仕事に関する労働省の発表に明記されている観光、仕事、または短期ビジネス活動の目的で入国する外国人にのみ与えられる。

外国人が 60 日の期限に近づき、滞在の延長を希望する場合は、入国管理局に連絡して 30 日までの延長を申請することができる。

日本語訳 星澤

【解説】

- 日本国籍の 30 日以内滞在の商用ビザ免除（タックス・ニュース 2023 年 12 月号所載）にかぶせるような体裁で、60 日間、最長 90 日間のタイ国滞在を寛恕する規定です。
- 「かぶせるような体裁」と記述したのには訳があります。似て非なるもの、つまり、簡単に言えば、異なる趣旨のものであるからです。
- 相違点は、主に、①対象渡航目的 ②労働許可証 (WP) や WP10 との関係性 ③期限付きの暫定措置であるか否か ④対象国 の 4 つです。
- 以下に詳述します。

① 対象渡航目的

昨年末にタイ政府が決定した商用ビザ免除（以下、「商用ビザ免除規定」と呼びます）は、重要な貿易相手国である日本国籍のものに対し、30 日以内の滞在について査証（ビザ）を免除するものであり、タイ渡航目的については、一定の範囲の商用（ビジネス）であること、具体的には、タイの会社との事業展開に係る会合や商談目的のとした渡航、そして、これには日本の子会社などのグループ会社で在タイの会社、その工場や取引先との会議、視察、短期緊急業務（技能者、技術者、監査、研修、公共または民間事業に携

[タックス・ニュース 2024 年 7 月号/第 331 号]

わる者など)が含まれる、とされております。

一方、今回の内務省通達は、観光、就労、短期商用目的で一時的にタイ王国に入国するものを対象としており、商用のみではありません。

## ② 労働許可証 (WP) や WP10 との関係性

原則的にタイの制度の下では、「労働」とは、「賃金その他の利益を得る意図の有無にかかわらず、職業または仕事に従事するために体力または知識を用いることをいい、大臣告示に規定された労働を除く（緊急勅令5条）」と定義され、労働をする者、つまり就労する者は、原則的に WP の取得が義務付けられています。ただし、一定の緊急業務については、WP 取得の代わりに、「緊急業務届 (WP34)」のタイ労働局への提出により、15 日間以内（追加延長期間 15 日を含めて最長 30 日間）に限り、その就労が寛恕される例外措置があります。

商用ビザ免除規定においては、この WP 及び WP34 の手続きが不要とされております。

ただし、この措置は、ノン・イミгранトビザの取得寛恕規定とも言え、通常、国外で（例えば日本のタイ大使館で）取得する際のノン・イミгранトビザ取得手続きを、空港の出入国管理局に委ねた性格を持たため、そのビザ取得に要する書類（例えば商談先企業からの招聘状など）の保持とタイ入国管理局の担当官へ提示が求められております。

一方、今回の内務省通達においては、渡航して就労するためには、WP34 手続きが求められる体裁です。換言すれば、就労可能な業務は、WP34 が適用される業務（例えば、会議、トレーニング、またはセミナーの開催、生産工程の検査または改善作業など）に限定されるというものです。

## ③ 期限付きの暫定措置であるか否か

昨年末に決定された商用ビザ免除規定は、2024 年 1 月 1 日から 2026 年 12 月 31 日までの期間に限るという暫定措置です。

一方、内務省通達においては、2024 年 7 月 15 日から適用する形の措置であり、現在、その期限はない体裁となっております。

## ④ 対象国

商用ビザ免除規定は、日本国籍のものに限定された規定です。一方、内務省通達においては、日本国籍のものに限らず、日本を含む 93 か国のリスト掲載国のパスポート保持者が対象となります。

- なお、最後に、これらの措置と、所得税上の（租税条約に規定される）短期滞在者の免税規定との兼ね合いに鑑みて、短期でタイに入国して就労しても、WP の保有がないケースが当然にして考えられるため、この免税規定の適用が実務上簡便化された効果も持っていることも指摘したいと思っております。

形部記す